

7 障がいに関する支援

●問合せ 社会福祉課 障がい福祉係 0244-24-5241

■障害児福祉手当

20歳未満の重度の在宅障がい児で、日常生活において常時介護を必要とする方に支給されます。(所得制限あり)

■補装具の購入・修理

日常生活や就学の機能向上のため、購入と修理が受けられます。(一部負担有り)

視覚障がい…盲人安全つえ(白杖)、矯正眼鏡、遮光眼鏡、義眼など

聴覚障がい…補聴器

肢体不自由…義手、義足、下肢・上肢装具、車椅子、歩行器、意思伝達装置、歩行補助つえ(松葉づえ等)、座位保持装置など

■軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業

18歳未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の言語の習得、教育等のため、補聴器購入に要する費用の一部を助成します。

■日常生活用具の給付事業

在宅の重度障がい児(者)の日常生活を容易にするために給付されます。(一部負担有)

視覚障がい…拡大読書器、点字図書、点字タイプライター、活字文書読み上げ装置等

聴覚障がい…通信用FAX等、

音声言語障がい…通信用FAX、人工喉頭等

肢体不自由…入浴補助用具、歩行支援用具、歩行補助つえ等

内部障がい…ストマ用装具、吸入器、電気式たん吸引器等

■訪問入浴サービス事業

重度の身体障がい児(者)に入浴車による訪問入浴を行います。(一部負担有り)

■日中一時支援事業

就学している心身障がい児等の放課後や長期休暇中の預かり等を実施します。(一部負担有り)

■障がい福祉サービス

心身に障がいを有し、日常生活を営む上で支援を必要とする方に、短期入所、居宅介護などのサービスを提供します。(一部負担有り)

■障がい児通所支援

発達や自立を支援するサービスを提供します。(一部負担有り)

児童発達支援…未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

放課後等デイサービス…就学児に対し、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。